

いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について

1. 慰安所の設置に関するもの  
〔防衛庁関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
4	軍人軍隊の対住民行為に関する注意の件 「歩兵第41連隊陣中日誌（昭和13.7）」	13.7.13	北支那方面軍参謀長	隷下部隊	軍占領地域内の日本軍人の住民に対する不法行為（強姦事件）により、反日感情を醸成していると言われることから、軍人個人の行為を厳重に取り締まると共に、なるべく速やかに性的慰安の設備を整えることが緊要である等。
1 1	支那事変の経験より観たる軍紀振作対策「陸密第1955号 軍紀振作対策（昭和15年）」	15.9.19	陸軍省副官	関係陸軍部隊	支那事変地では、特に環境を整理し、慰安施設に関して周到なる考慮を払い、殺伐な感情及び劣情を緩和抑制することに留意を要すること、及び、慰安施設は士気の振興、軍紀の維持、犯罪及び性病の予防等に対する影響が大きいため、慰安の諸施設に留意する必要がある等。
2 4	戦場に於ける特殊現象と其の対策（戦場心理の研究各論）（研究論文） 「戦場に於ける特殊現象と其の対策（昭和12年11月～14年11月）」	14.6	国府台陸軍病院 付陸軍軍医中尉	陸軍軍医部 （推定）	戦場における特異事項として、細菌戦、毒瓦斯、戦争恐怖と陣中逃亡、防諜とスパイ、戦争と妄想・幻覚など人間心理についての研究論文。 慰安婦・慰安所関係記事は、「性欲と強姦」の項で、皇軍威厳を傷つける強姦を防ぐ目的で中支に兵站機関が慰安所を開設したこと等につき記述あり。
4 9	軍人軍隊の対住民行為に関する注意の件 「歩兵第9旅団陣中日誌（昭和13.7）」	13.6.27	北支那方面軍参謀長	隷下部隊	軍占領地域内の日本軍人の住民に対する不法行為（強姦事件）により、反日感情を醸成していると言われることから、軍人個人の行為を厳重に取り締まると共に、なるべく速やかに性的慰安の設備を整えることが緊要である等。（4と同じ）

2. 慰安婦の募集に当たる者の取締りに関するもの  
〔防衛庁関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
1	軍慰安所従業婦等の募集に関する件 「支受大日記密(昭和13年)」	13. 3. 4	陸軍省副官	北支那方面軍及び 中支派遣軍参謀長	支那事変他に於ける慰安所の従業婦女等の募集に任ずる者の人選を適切にする等、軍の威信保持上並びに社会問題上遺漏なき様配慮されたい等。

〔外務省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
7	支那渡航婦女の取扱に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 在支各地区別取締関係(第1巻)」	13. 2. 23	内務省警保局長	各庁府県長官(除東京府知事)	<p>最近支那各地への渡航者が増加しつつあるが、これらの中には同地に於ける料理店、飲食店、「カフェー」又は貸座敷類似の営業者と連携を有し、これらの営業に従事することを目的とする婦女が少なくない。また、内地に於いてこれら婦女の募集周旋をなす者があたかも軍当局の了解があるかのような言辞を用いる者も頻出しつつある。これら婦女の募集周旋等の取締りに適性を欠くと帝国の威信や皇軍の名誉を害するのみならず、出征兵士の遺家族に好ましからざる影響を与えるとともに、婦女売買に関する国際条約の趣旨にも反するので、今後この取扱に関しては左記に準拠することを依命通牒する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 醜業を目的とする婦女の渡航は、現在内地において娼妓その他事実上醜業を営んでいる満21才以上でかつ花柳病その他伝染性疾患がない者で、北支、中支方面に向かう者に限り、当分の間これを黙認することとし、外務次官通牒に依って身分証明書を発給すること</li> <li>2. 身分証明書を発給するときは、稼業の仮契約の期間が満了した際、またはその必要がなくなった際には速やかに帰国するよう勧奨すること</li> <li>3. 醜業を目的として渡航しようとする婦女は、必ず本人自ら警察署に出頭し身分証明書の発給を申請すること</li> <li>4. 醜業を目的とする婦女が身分証明書の発給を申請するときは、必ず同一戸籍内の最近尊属親、尊属親がいないときは戸主の承認を得させること</li> <li>5. 醜業を目的とする婦女に身分証明書を発給するときは、稼業契約その他各般の事情を調査し、婦女売買または略取誘拐等の事実がないように特に留意すること</li> <li>6. 醜業を目的として渡航しようとする婦女、その他一般風俗に関する営業に従事することを目的として渡航する婦女の募集周旋等に際して、軍の了解またはこれと連絡があるかのごとき言辞、その他軍に影響を及ぼすような言辞を用いる者は、総て嚴重に取り締まること</li> <li>7. 前号の目的をもって渡航する婦女の募集周旋等に際して、広告宣伝をなし、または事実を虚偽もしくは誇大に伝えるようなことは、総て嚴重に取り締まること、また、この募集周旋等に従事する者については、嚴重な調査を行い、正規の許可又は在外公館等の発行する証明書等を有さず身元の確実でない者についてはこれを認めないこと</li> </ol>
8	漢口陸軍天野部隊慰安所婦女渡支の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 在支各地区別取締関係(第1巻)」	14. 12. 23	外務大臣	在漢口総領事	在漢口香川県天野部隊に於いて、軍慰安所開設のため婦女50名を募集しているので、右引率渡支について許可方同県に許可申請する者がおり、同県関係軍側からもこの斡旋方申入れがあるところ、止むを得ないとして内諾を与えた旨内務省から通報越してきたため、在漢口総領事館はこのことを了解済であるかどうか確認を求めたもの。
9	同上 (8への回答)	14. 12. 27	在漢口総領事	外務大臣	当地軍司令部に照会したところ、慰安婦の内地からの招致は許可制をとっており、今回の天野部隊の慰安婦招致に関しては、軍に対して正式な手続を踏んでいないが、既に同隊において手筈を行った事実を鑑み、これを追認する趣であるので了知ありたい。なお、本件に関しては事前に当館に何の連絡もなく、軍の意向としては招致慰安婦の稼業については当館の監督下において就業させて欲しい旨申出があるので、来漢の上は当館に出頭することを引率者に伝達して欲しい。

3. 慰安施設の築造・増強に関するもの  
〔防衛庁関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
26	兵の慰安設備増強の為の第2大隊命令(佐作命第3号)「沖縄、国頭支隊関係部隊作命綴(昭和20.1.20～20.4.8)」	20.1.14	第2大隊長 (沖縄、真部山)	所属隊員	国頭支隊の慰安施設増強に各隊隷下の人員を差し出す旨の命令。増強作業は1月16日から約10日間の予定。
27	平山隊命令(平作命第5号、平作命第17号)「沖縄、国頭支隊関係部隊作命綴(昭和20.1.20～20.4.8)」	20.1.14 20.2.10	平山大尉 (中隊長)	所属隊員	国頭支隊の慰安施設増強に隷下の人員を差し出すための命令。2月11日に開設する連絡所の西方に「真部山慰安所」の名が記載されている。
28	陣中日誌「要塞建築勤務第6中隊陣中日誌6/7(昭和19.12.1～12.31)」	19.12.24 ～31	北飛行場56 飛行大隊 派遣隊重信班 長(沖縄、読谷)	な し	軍人倶楽部改築作業に従事。12月31日第427部隊等軍人倶楽部の内部改築は完了。「軍人倶楽部内部改築設計図」の添付有り。
29	陣中日誌(第62師団)「第62師団副官部陣中日誌(昭和20.1～2)」	20.1.15	第62師団副官	な し	1月15日移駐準備として兵5名で首里慰安所設備作業を実施。
30	陣中日誌「要塞建築勤務第6中隊陣中日誌2/7(昭和19.5.1～5.31)」	19.5.24 ～27	要塞建築勤務第6中隊	な し	5月25日:伊江島で新たに慰安所建築作業を開始する予定。 5月27日:慰安所建築敷地の整備に87名が従事。
31	第50飛行場大隊命令50号要建六中作命第31号 「要塞建築勤務第6中隊陣中日誌3/7(昭和19.6.1～6.30)」	19.6.4～5	第50飛行場大隊 長 要塞建築第6中 隊長	要塞建築第6中 隊長 中隊員	6月4日:建築中隊長は伊江島に所要の人員を以て可成速に仮慰安所の設備を実施すべしとの命令。 同日仮慰安所設備を急造。 6月5日:仮慰安所施設撤収。
32	佐作命第3号第2大隊命令 「陣中日誌 独立混成第44旅団 第2歩兵隊第4中隊(昭和20年)」	20.1.14	第2歩兵隊第2 大隊長	第2大隊各中隊 長	国頭支隊の慰安所施設増強作業への人員の差し出し。
33	中隊命令 「独立混成第44旅団 第2歩兵隊第2大隊機関銃中隊日命会報綴」	20.1.15	第2歩兵隊第2 大隊機関銃中隊 長	中隊員	国頭支隊より兵寮設置使役兵として人員を差し出し。
45	慰安所設置使役兵の派遣 「沖縄真志喜警備中隊 陣中日誌(昭和19.10.1～20.3.26)」 (第62師団独立歩兵第13大隊第3中隊)	19.11.7 19.11.8 19.11.14 19.12.13 19.12.14 19.12.16	第3中隊	な し	慰安所設置のため1名派遣。

4. 慰安所の経営・監督に関するもの  
〔防衛庁関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
2	戦時句報(後方関係) 「陸支受大日記31号陸軍省(昭和14年)」	14.4	南支那23軍司令部	陸軍省	所管警備隊長及び憲兵隊の監督の下、慰安所の開業を許可した。近来各種慰安設備(食堂、カフェー、料理屋他)の増加と共に軍慰安所は衰微の徴あり。慰安所の従業婦女数は約千名でそのうち約850名を軍が統制し、150名は各部隊の郷土から呼んだ者等。 また、慰安所の配当及衛生状態概況の中で、罹病率として、軍直部隊 28%、久納兵団 1%、濱本兵団 10%、兵站部隊 4%、佛山支隊 2%の記述がある。
6	雪第3525部隊日々命令 「歩兵第224 連隊資料綴(昭和18年)」	18.11.7	第3525部隊長 (在山西省)	3525隊員 (外出者)	外出時の行動についての指示(兵は引率外出とし、慰安所以外に於いて解散を禁止する。)
15	外出及び軍人倶楽部に関する規定 「諸規定綴 遠山隊(昭和19年)」	19.	遠山隊長	所属隊員	軍人倶楽部の料金、営業主の慰安婦の営業に関する日報、月報の様式等。
16	軍人倶楽部利用規定 「諸規定綴 中山隊(昭和19年)」	19.5	中山警備隊 (在 広東)	所属隊員	軍人倶楽部の利用規定(第1倶楽部:食堂、第2倶楽部:慰安所)。部隊副官が軍人倶楽部の業務を監督すること、部隊附医官は軍人倶楽部の衛生に関する業務を担当すること、部隊附主計官は軍人倶楽部の經理に関する業務を担当すること、第2倶楽部における利用時間、利用単価等。
18	性病検査の報告 「イロイロ派遣憲兵隊雑書綴(昭和17年)」	17.5.1~12	イロイロ患者療養所(パナイ島)	イロイロ憲兵隊等	現地名慰安婦の性病検査表 19件
	慰安所規定送付の件 「イロイロ派遣憲兵隊雑書綴(昭和17年)」	17.11.22	軍政監部ビサヤ支部イロイロ出張所	イロイロ憲兵隊等	慰安所規定(慰安所の監督指導は軍政監部が管掌すること、警備隊医官は衛生に関する監督指導を担当し、接客婦の検閲は毎週火曜日15時から行うこと、利用者、経営者等の厳守事項等)。
	パナイ島接客業組合骨子 「イロイロ派遣憲兵隊雑書綴(昭和17年)」	17.12	パナイ島接客業組合	なし	パナイ島接客業組合規約案(利用者の範囲、事業の種類、主任の名等)。
19	軍人倶楽部規定 「マスバテ島警備隊日命綴(昭和17年)」	17.8.16	マスバテ島警備隊長	所属隊員	軍人倶楽部の各部隊利用日、利用時間、料金、遵守事項等。
22	会報「行動詳報 独立自動車第42大隊第1中隊(昭和17年)」	17.8.24	第25軍	所属隊員	慰安所における軍人の不法行為(物の破損等)に対して本人に注意するとともに、業者に弁償せよ。 また、将校慰安所真砂においては、従業婦の監督不行き届きにより、2日間営業停止。同日の利用を禁止する。
34	石兵団会報第54号 「第62師団会報綴(独立速射砲第22大隊受領)」	19.9.14	第62師団司令部 (在沖繩)	各部隊	慰安所の利用基準((1)外出時間 (2)外出区分 (3)慰安所利用価格 (4)慰安婦一人あたりに対する切符発効制度)。
35	石兵団会報第56号「同上」	19.9.17	同上	同上	9月20日に営業を開始する後方施設「軍人会館」等3か所あり。 各部隊が慰安所を開設する際の報告事項を示す((1)後方施設担当委員名 (2)営業開始日 (3)経営場所 (4)経営者氏名 (5)妓女数 (6)経営内規等)。
36	石兵団会報第57号「同上」	19.9.19	同上	同上	石兵団会報第56号の軍人会館の営業開始日を9月20日から25日へ変更。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
37	石兵団会報第58号「同上」 「第62師団会報綴（独立速射砲第22大隊受領）」	19.9.21	第62師団司令部 (在沖繩)	各部隊	「後方施設」の監督事項(1)営業者の納税準備 (2)検閲時の「思いやり」事項 (3)経営者と妓女の利益配分の適性化 (4)対学童・村民風紀対策 (5)自動車及びたばこ便宜提供)。
38	石兵団会報第62号「同上」	19.9.28	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項(1)サックの適切支給 (2)灯火材料配給要領 (3)経営者と妓女の関係 (4)飲酒登楼者のある部隊の使用禁止 (5)利用時間厳守と切符提示の励行)。
40	石兵団会報第74号「同上」	19.10.19	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項(1)兵団会報第62号の注意再喚起 (2)経営者と妓女の利益配分率)。
41	石兵団会報第79号「同上」	19.10.26	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項(1)切符記載事項の故意訂正 (2)切符複数持参者 (3)時間外利用者 (4)泥酔登楼者)。
42	石兵団会報第84号「同上」	19.11.12	同 上	同 上	空襲避難者で慰安婦として、第32軍と契約した者の報告様式。
43	石兵団会報第90号「同上」	19.12.4	同 上	同 上	慰安所利用要領の改訂(1)料金 (2)使用時間 その他)。
44	石兵団会報第101号「同上」	19.12.28	同 上	同 上	飲酒による慰安所での犯罪の防止等、慰安所での注意事項。
46	新設慰安所の利用規定 「独立混成第15連隊関係陣中日誌(昭和19.10)」	19.10.4	北地区駐屯地司令	所在部隊	本部町(沖繩)渡久地に新設の軍慰安所の呼称を渡久地軍慰安所とする。 使用開始時期は、10月5日から。 渡久地慰安所の使用に関しては、「北地区駐屯地軍慰安所使用規定」を厳に履行すべし。
47	陣中日誌 「独立混成第15連隊陣中日誌(昭和19.12)」	19.12.28 19.12.31	独立第15連隊(在沖繩)	隷下部隊	桑江慰安所使用の件。 慰安所使用規定を配布。
53	状況報告 「独立攻城重砲兵第2大隊陣中日誌(昭和12.12.1～13.1.31)」	13.1.20	大隊長	旅団長(推定)	慰安設備は兵站経営、軍直部隊経営の計2ヶ所、定日に幹部引率の下1隊概ね1時間利用、衛生上の検査のため、軍医をして予め立会い点検させている。
54	会 報 「独立攻城重砲兵第2大隊第2中隊陣中日誌(昭和13.1.1～4.30)」	13.1.20	中隊長	中隊員	慰安所規定中慰安婦(支那人、朝鮮人、日本人)の利用単価を記述。 その他兵員に対する慰安所利用上の注意事項あり。
56	日々命令 「陣中日誌 独立山砲兵第3連隊陣中日誌(昭和16.4)」	16.4.9	高森部隊長	高森部隊	部隊における特殊慰安婦業務規定の改正。 利用時間の変更及び利用料金を改正。
58	娼区の設定、妓女検閲所の設立、楽戸(遊廓)公娼の施設 「陸支密大日記第3号3/4 陸軍省(昭和16年)」	15.4	呂集団参謀長(第11軍)	陸軍次官等	中国漢口全市に20箇所の娼区を設定、花柳界を改善。 妓女検閲所の修繕工事が4月上旬竣工するのを以て、4月16日正式設立を了し、近く検閲実施の予定である。 楽戸公娼の取締暫定規定を設け、営業を許可。
59	慰安所使用規定 「独立攻城重砲兵第2大隊関係史料」	13.3.16	独立攻城重砲兵第2大隊長	第2大隊	慰安所の方針、各隊の利用日、利用時間及び単価、定例検閲日時の設定。慰安所利用の注意事項等。
60	慰安所利用日指定 「陣中日誌 独立山砲兵第3連隊(昭和14.4)」	14.4.23	独立山砲兵第3連隊長	第3連隊	慰安業務に関する規定配布。連隊の慰安所利用日は毎週月曜日とするとの記述あり。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
6 2	昭和13.12.10 第2軍状況概要第43 (二) 外出、慰安「第2軍状況概要 (昭和13.12.10)」	13.12.10	第2軍司令部(中支武漢地区)	不 明	警備第一主義のため、外出は引率外出、慰安所出入以外の外出を認めず。慰安所は11月25日に開設し、切符制度により混雑を防止し、皇軍の面目を維持することに努めることとの記述。
6 3	軍慰安並娯楽設備状況調査の件 (通牒及び回答) 「第14軍憲兵隊軍事警察月報(昭和18年)」	18.8.10 18.8.14	セブ憲兵分隊長 タクロバン憲兵分隊長 セブ憲兵分隊長	タクロバン憲兵分隊長 セブ憲兵分隊長	バギオ分隊から照会あり、貴管内の下記状況を至急調査しバギオ分隊へ直接回答されたい。 「慰安所：町名、数、慰安婦数、料金時間」 上記に対するタクロバン憲兵分隊長からの回答。(町名、慰安所数、慰安婦数、料金時間、参考事項)
6 4	慰安所に関する規定 「独立守備歩兵第35大隊陣中日誌(昭和17.4.1~6.30)」	17.6.6	独立守備歩兵第35大隊	所属員	慰安所営業時間、金額、各隊の利用日、衛生施設に関しては見習い士官が担当すること等。
6 5	慰安所使用日割表 「独立守備歩兵第35大隊陣中日誌(昭和17.10.1~10.31)」	17.10.5	第10独立守備隊	所属部隊員	慰安所使用日割表の中で部隊の曜日毎の使用日を指定(使用時間は兵、下士官別に規定)。

## 〔外務省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
43	昭和13年中に於ける在留邦人の特殊 婦女の状況及其の取締りに租界当局 の私娼取締状況（在上海総領事館警 察署沿革誌に依る） 「外務省警察史 在上海総領事館」	13	不 明	不 明	酌婦について、昭和4年に公娼廃止に代わるべき便法として料理店酌婦制度を設け、抱酌婦の改善 を計ってきたが、昭和7年の上海事変勃発と共に我が軍部隊の当地駐屯増員に依り、これら兵士 の慰安機関の一助として海軍慰安所を設置し現在に至っている。昭和13年末現在、貸席11軒（内地軍 慰安所7軒を含む）抱酌婦 191名（内地人 171名、朝鮮人20名）となり、海軍慰安所7軒は海軍下士 官兵を専門としており、かつ酌婦の健康診断も陸戦隊及び当館警察官吏立会いの上毎週1回専門医を して実施している。その他当館管内に陸軍慰安所臨時酌婦 300名がいる。
47	昭和12年 在天津総領事館塘沽出張 所警察署警察史 特殊営業並に特殊 婦女取扱 「外務省警察史 在天津総領事館塘 沽出張所」	12	同 上	同 上	昭和12年末における料理店は、営業者は内地人5名、朝鮮人3名、従業芸妓13名、酌婦内地人15名、 酌婦朝鮮人54名であり、当地は北支の関門である関係上、皇軍の通過、駐屯部隊が多く、これらを相 手にしたこの種の営業は賑わいを極めており、この取締りに関しては、月1回営業監査を実施し、従 業婦女に対しては、毎週金曜日現地開業医の健康診断を実施し、伝染性疾患並に性病の有無を検査し ている。
50	「外務省警察史 在九江領事館」	13.12.1	同 上	同 上	開館当時の邦人関係の状況として、昭和13年12月1日の九江在留邦人は557名であるが、その大部 分は軍を対象とする飲食店、酒保、写真業、特殊慰安関係者で、いずれも一時的在留者であるが、就 中全人口の40%を占めるいわゆる特殊婦人は軍の命令によって移動している状態である。
51	「外務省警察史 在南京総領事館」	13.4.16	同 上	同 上	昭和13年4月16日に南京総領事館に於いて開かれた陸海外三省関係者会同において、在留邦人の各 種営業許可及び取締りに関して次のとおり決定した。 陸海軍に専属する酒保及び慰安所は陸海軍の直接経営監督するものである。領事館は関与しな いが、一般に利用されているいわゆる酒保及び慰安所については、この限りではなく、業者に対する 一般の取締りは領事館が、出入りする軍人軍属に対する取締りは憲兵隊が処理することとする。なお 憲兵隊が必要な場合、随時臨検その他の取り締まりをなすことができる。また、将来兵站部の指導に より設置される軍専属の特殊慰安所は憲兵隊が取り締まる。また、軍専属の酒保及び特殊慰安所を陸 海軍において許可した場合は、軍憲より随時その業態、営業者の本籍、住所氏名、年齢、出生、死亡 その他身分上の異動を領事館に通報する。

## 〔文部省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
1	浦添市史 第5巻資料編4 戦争体験記	1984年発行			同資料中の市内各字「戦災地図 戦災実態調査表」の中に朝鮮人慰安婦に関する項目を掲げ、その 中に慰安婦を収容した民家（施設）とその人数の記載あり。 また、「日本軍関係資料」（防衛庁防衛研究所、沖縄県立平和記念資料館所蔵）の中に後方支援、 慰安所、軍人倶楽部等の名称及び利用規則の記載あり。
(参考)	防衛庁防衛研究所所蔵の資料 石兵団会報第54号 「第62師団会報綴（独立速射砲第22 大隊受領）」	19.9.14	第62師団司令部	各部隊	慰安所の利用基準（(1)外出時間 (2)外出区分 (3)慰安所利用価格 (4)慰安婦一人あたりに対する切 符発効制度）。
	石兵団会報第56号「同上」	19.9.17	同 上	同 上	9月20日に営業を開始する後方施設「軍人会館」等3か所あり。 各部隊が慰安所を開設する際の報告事項を示す（(1)後方施設担当委員名 (2)営業開始日 (3)経営場 所 (4)経営者氏名 (5)妓女数 (6)経営内規等）。
	石兵団会報第57号「同上」	19.9.19	同 上	同 上	石兵団会報第56号の軍人会館の営業開始日を9月20日から25日へ変更。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
	石兵団会報第62号 「第62師団会報綴（独立速射砲第22 大隊受領）」	19. 9. 28	第62師団司令部	各部隊	「後方施設」の監督事項（(1)サックの適切支給 (2)灯火材料配給要領 (3)経営者と妓女の関係 (4)飲 酒登楼者のある者の部隊の使用禁止 (5)利用時間厳守と切符提示の励行）。
	石兵団会報第74号「同上」	19. 10. 19	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項（(1)兵団会報第62号の注意再喚起 (2)経営者と妓女の利益分配率）。
	石兵団会報第79号「同上」	19. 10. 26	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項（(1)切符記載事項の故意訂正 (2)切符複数持参者 (3)時間外利用者 (4)泥酔 登楼者）。
	石兵団会報第90号「同上」	19. 12. 4	同 上	同 上	慰安所利用要領の改訂（(1)料金 (2)使用時間 その他）。
	石兵団会報第101号「同上」	19. 12. 28	同 上	同 上	飲酒による慰安所での犯罪の防止等、慰安所での注意事項。
	(参考) 沖縄県立平和記念資料館所蔵の資料 内務規定 山第3475部隊				<p>附録第4の「軍人倶楽部に関する規定」を記載。  (慰安婦、慰安所に関する記載)  ・業婦検閲の実施の命令に際し、軍医官に於いて毎旬1回実施し、その結果を会報で通報する。  ・軍人倶楽部の使用料金、営業時間等を記載。</p>

(厚生省関係)

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
2	部隊復員関係資料 「セレベス民政部第二復員班員復員 に関する件報告」	21. 6. 20	セレベス民政部 第2復員班長	復員庁第2復員 局長	<p>(1)「南部セレベス地域の売淫施設調査書」（「残留者につき極力調査したるも責任者既に帰還せる為正 確を期し難き」との記述あり）において、  ①民生部において許可した施設に使用されていた婦女数  ②婦女の募集並びに雇用契約は主として民生部囑託（帰還）及び実業団員（帰還）が行い、各地方 施設に配置し、婦女の配置後の維持経営は一般邦人並びに現地民が当たり、各地方施設に対する 婦女の保護、収入支出、休養、給与等の適正監督、風紀肅正等の取締指導等に関しては各県の監 理官が行ったこと。  ③売淫婦の生活方法、給養、報酬、民族、種族（別人員数）等 に関する記述がある。  (2) 南部セレベス地域の「売淫施設に関する調査報告」（「責任者及び関係者の大部分は既に日本に 帰還し、また当時の書類は一切焼却したるをもって記憶せる事項を記載せしものなり」との記述あり） において、責任機関、責任者、組織、売淫婦の生活方法、給養、報酬、国籍、民族、種族、人 員等に関する記述がある。（組織に関し、売淫婦は本人の希望により営業させる、一般邦人、原住 民、部隊等が経営する、軍司令部等が監督する等の記述あり。）</p>



5. 慰安所・慰安婦の衛生管理に関するもの  
 (防衛庁関係)

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
2	戦時旬報(後方関係) 「陸支受大日記31号陸軍省(昭和14年)」	14.4	南支那23軍司令部	陸軍省	所管警備隊長及び憲兵隊の監督の下、慰安所の開業を許可した。近来各種慰安設備(食堂、カフェー、料理屋他)の増加と共に軍慰安所は衰微の徴あり。慰安所の従業婦女数は約千名でそのうち約850名を軍が統制し、150名は各部隊の郷土から呼んだ者等。 また、慰安所の配当及衛生状態概況の中で、罹病率として、軍直部隊 28%、久納兵団 1%、濱本兵団 10%、兵站部隊 4%、佛山支隊 2%の記述がある。
3	大東亜戦争関係将兵の性病処置に関する件 「亜密大日記24号 陸軍省(昭和17年)」	17.6	陸軍省副官	アジアにおける 現地司令官	派遣部隊に於ける性病予防に就いては厳正適切なる指導により感染の機会を避けるとともに、出動地に於ける慰安所等の衛生管理に関し遺漏なきを期すること。
8	在准陰娼妓検査成績表 「第17師団歩兵第54連隊(月7385)資料(昭和18年)」	18.1 18.4	当地検査医官	不 明	在准陰娼妓検査成績表(梅毒検査結果状況表) 楼名、日本人芸名、年齢、検査結果等(12名)を表で記述。
9	18年1月衛生業務要報 18年2月衛生業務要報 (第15師団軍医部) 「師団衛生業務要報綴」	18.1 18.2	第15師団軍医部	不 明	検査延人数 特殊慰安婦：内地人 南京 749、蕪湖 102 の計 851名 検診状況 半島人 南京 50、蕪湖 82、金壇 27 の計 159名 (不明) 中国人 南京 612、蕪湖 105、金壇 90、鎮江 114 の計 921名 特殊慰安婦：内地人 南京1007、蕪湖 88 の計1095名 検診状況 半島人 南京 113、蕪湖 73、金壇 12 の計 198名 (昭和18.1) 中国人 南京 513、蕪湖 129、金壇 54、鎮江 124 の計 820名 特殊慰安婦：内地人 南京 948、蕪湖 114、鎮江 12 の計1074名 検診状況 半島人 南京 51、蕪湖 93、金壇 19、巢縣 11 の計 174名 (昭和18.2) 中国人 南京 557、蕪湖 139、金壇 22、鎮江 143、巢縣 91、漂水 30の計 982名
12	幹部に対する衛生教育 「昭和14~17年度衛生関係参考書類綴1/3 歩兵第224 連隊本部医務室」	15.11	北支那派遣多田部隊	不 明 教育受講者	軍人に対する性病予防対策等(飲食後の性交禁止、検査証明書の確認、性交前の洗浄、「サック」の使用等)を指導。 性病患者相手女性国籍別調査表：調査人員5418名のうち、朝鮮人を相手にした者 2455名(45.31%)
14	サンタクルース患者療養所「サンタクルース患者療養所 第16師団第2野戦病院」	19.5.14	第16師団野戦病院陸軍軍医中尉	不 明	当地において花柳病患者が減少せず罹病率が高いため、慰安婦の検査を厳密にすべし。
16	軍人倶楽部利用規定 「諸規定綴 中山隊(昭和19年)」	19.5	中山警備隊 (在 広東)	所属隊員	軍人倶楽部の利用規定(第1倶楽部：食堂、第2倶楽部：慰安所)。部隊副官が軍人倶楽部の業務を監督すること、部隊附医官は軍人倶楽部の衛生に関する業務を担当すること、部隊附主計官は軍人倶楽部の経理に関する業務を担当すること、第2倶楽部における利用時間、利用単価等。
18	性病検査の報告 「イロイロ派遣憲兵隊雑書綴(昭和17年)」	17.5.1~12	イロイロ患者療養所(パナイ島)	イロイロ憲兵隊等	現地名慰安婦の性病検査表 19件
	慰安所規定送付の件 「イロイロ派遣憲兵隊雑書綴(昭和17年)」	17.11.22	軍政監部ピサヤ支部イロイロ出張所	イロイロ憲兵隊等	慰安所規定(慰安所の監督指導は軍政監部が掌管すること、警備隊医官は衛生に関する監督指導を担当し、接客婦の検査は毎週火曜日15時から行うこと、利用者、経営者等の厳守事項等)。
	パナイ島接客業組合骨子 「イロイロ派遣憲兵隊雑書綴(昭和17年)」	17.12	パナイ島接客業組合	な し	パナイ島接客業組合規約案(利用者の範囲、事業の種類、主任の名等)。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
25	副官会同実施の件 「陸支密大日記39号 陸軍省（昭和17年）」	17.10.3	支那派遣軍参謀長	陸軍省副官	支那派遣軍の隷下部隊等の副官による会同の意見を纏めたもの。 現在軍の交付中の衛生サックの交付を各慰安所経営者に払い下げてほしいとの意見あり。その理由は、従来は各業者が市販品を購入し無料で交付していたが、市販品は払底し入手困難になったこと。 軍の規定で交付するよりも業者が交付するほうが有効なること。 各人に交付しても持参する者がほとんどないこと、各人に交付すると慰安所以外に立入り事故発生の誘因となる恐れがあること。
39	石兵团会報第64号 「第62師団会報綴（独立速射砲第22大隊受領）」	19.10.2	第62師団司令部	各部隊	「サック」を後方施設担任部隊に一括交付し、直接慰安所に備え付けることにつき連絡。
50	戦時月報実施の件 「陸支密大日記第24号1/3 陸軍省（昭和17年）」	17.4	香港占領地総督部	陸軍省	花柳病増加の傾向あり、慰安所を限定地区に集結するよう計画し、慰安所内の衛生施設を定備させ、軍人・軍属の予防処置に万全を期している。
53	状況報告 「独立攻城重砲兵第2大隊陣中日誌（昭和12.12.1～13.1.31）」	13.1.20	大隊長	旅団長（推定）	慰安設備は兵站経営、軍直部隊経営の計2ヶ所、定日に幹部引率の下1隊概ね1時間利用、衛生上の検査のため、軍医をして予め立会い点検させている。
55	第1病院支那事变第8回功績概見表 「支那事变功績概見表 特設艦船部隊（昭和15.4～15.11）」	15.12.10	第1病院長	海軍省功績調査部	慰安婦健康診断 4月～11月延べ 1995人 慰安婦入院治療 4月～11月延べ 55人
58	娼区の設定、妓女検閲所の設立、楽戸（遊廓）公娼の施設 「陸支密大日記第3号3/4 陸軍省（昭和16年）」	15.4	呂集団参謀長（第11軍）	陸軍次官等	中国漢口全市に20箇所の娼区を設定、花柳界を改善。 妓女検閲所の修繕工事が4月上旬竣工するのを以て、4月16日正式設立を了し、近く検閲実施の予定である。 楽戸公娼の取締暫定規定を設け、営業を許可。
59	慰安所使用規定 「独立攻城重砲兵第2大隊関係史料」	13.3.16	独立攻城重砲兵第2大隊長	第2大隊	慰安所の方針、各隊の利用日、利用時間及び単価、定例検閲日時の設定。慰安所利用の注意事項等。
64	慰安所に関する規定 「独立守備歩兵第35大隊陣中日誌（昭和17.4.1～6.30）」	17.6.6	独立守備歩兵第35大隊	所属員	慰安所営業時間、金額、各隊の利用日、衛生施設に関しては見習い士官が担当すること等。
66	性病検査の報告「イロイロ派遣憲兵隊雑書綴（昭和17年）」	17.5.26 ～17.12.27	イロイロ患者療養所	イロイロ憲兵隊等	日本名及び現地名慰安婦の性病検査表。
67	戦時月報（7月1日～7月31日） 「独立守備歩兵第35大隊陣中日誌（昭和17.8.1～8.31）」	17.7.31	独立守備歩兵第35大隊	不 明	カガヤン市に慰安婦4名あり。全員健康で特に嚴重な監督指導中。
68	情報旬報（昭和17年12月下旬） 「独立守備歩兵第35大隊陣中日誌（昭和18.1.1～2.28）」	17.12 下旬	独立守備歩兵第35大隊	不 明	性病の予防に関しては、厳に注意を払い、身体検査等のほか、検査の徹底、慰安所監視に努め、月間性病者なし。
70	戦時服務提要	13.5.25	教育總監部本部長	初級将校	性病に関しては、積極的予防法を講ずるは勿論、慰安所の衛生施設を完備すると共に軍所定以外の「売笑婦」、土民等との接触は厳に根絶することを要す。

## 〔外務省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
4 0	昭和11年中に於ける在留邦人の特殊 婦女の状況及其の取締（在上海総領 事館警察署沿革誌に依る） 「外務省警察史 在上海総領事館」	11	不 明	不 明	酌婦について、昭和11年末現在において、海軍慰安所たる料理店3軒を含む軒数は10軒、酌婦数131名（内、内地人102名、朝鮮人29名）であり、その内7軒は海軍下士兵を専門としており、かつ酌婦の健康診断も陸戦隊員及び当館警察官吏立会の上毎週2回専門医をして施行している他、慰安所に対しては海軍側とも協調取締りを厳格にし、かつ新規開業を許さないこととしている。
4 3	昭和13年中に於ける在留邦人の特殊 婦女の状況及其の取締並に租界当局 の私娼取締状況（在上海総領事館警 察署沿革誌に依る） 「外務省警察史 在上海総領事館」	13	同 上	同 上	酌婦について、昭和4年に公娼廃止に代わるべき便法として料理店酌婦制度を設け、抱酌婦の改善を計ってきたが、昭和7年の上海事変勃発と共に我が軍部隊の当地駐屯増員に依り、これら兵士の慰安機関の一助として海軍慰安所を設置し現在に至っている、昭和13年末現在、貸席11軒（内地軍慰安所7軒を含む）抱酌婦191名（内地人171名、朝鮮人20名）となり、海軍慰安所7軒は海軍下士官兵を専門としており、かつ酌婦の健康診断も陸戦隊及び当館警察官吏立会の上毎週1回専門医をして実施している、その他当館管内に陸軍慰安所臨時酌婦300名がいる。
4 7	昭和12年 在天津総領事館塘沽出張 所警察署警察史 特殊営業並に特殊 婦女取扱 「外務省警察史 在天津総領事館塘 沽出張所」	12	同 上	同 上	昭和12年末における料理店は、営業者は内地人5名、朝鮮人3名、従業芸妓13名、酌婦内地人15名、酌婦朝鮮人54名であり、当地は北支の関門である関係上、皇軍の通過、駐屯部隊が多く、これらを相手にしたこの種の営業は賑わいを極めており、この取締りに関しては、月1回営業監査を実施し、従業婦女に対しては、毎週金曜日現地開業医の健康診断を実施し、伝染性疾患並に性病の有無を検査している。

## 〔文部省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
1	浦添市史 第5巻資料編4 戦争体験記	1984年発行			同資料中の市内各字「戦災地図 戦災実態調査表」の中に朝鮮人慰安婦に関する項目を掲げ、その中に慰安婦を収容した民家（施設）とその人数の記載あり。 また、「日本軍関係資料」（防衛庁防衛研究所、沖縄県立平和記念資料館所蔵）の中に後方支援、慰安所、軍人倶楽部等の名称及び利用規則の記載あり。
(参考)	防衛庁防衛研究所所蔵の資料 石兵団会報第54号 「第62師団会報綴（独立速射砲第22 大隊受領）」	19.9.14	第62師団司令部	各部隊	慰安所の利用基準（(1)外出時間 (2)外出区分 (3)慰安所利用価格 (4)慰安婦一人あたりに対する切符発効制度）。
	石兵団会報第56号「同上」	19.9.17	同 上	同 上	9月20日に営業を開始する後方施設「軍人会館」等3か所あり。 各部隊が慰安所を開設する際の報告事項を示す（(1)後方施設担当委員名 (2)営業開始日 (3)経営場所 (4)経営者氏名 (5)妓女数 (6)経営内規等）。
	石兵団会報第57号「同上」	19.9.19	同 上	同 上	石兵団会報第56号の軍人会館の営業開始日を9月20日から25日へ変更。
	石兵団会報第62号「同上」	19.9.28	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項（(1)サックの適切支給 (2)灯火材料配給要領 (3)経営者と妓女の関係 (4)飲酒登楼者のある者の部隊の使用禁止 (5)利用時間厳守と切符提示の励行）。
	石兵団会報第74号「同上」	19.10.19	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項（(1)兵団会報第62号の注意再喚起 (2)経営者と妓女の利益分配率）。
	石兵団会報第79号「同上」	19.10.26	同 上	同 上	「後方施設」の監督事項（(1)切符記載事項の故意訂正 (2)切符複数持参者 (3)時間外利用者 (4)泥酔登楼者）。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
	石兵団会報第90号 「第62師団会報綴（独立速射砲第22 大隊受領）」	19. 12. 4	第62師団司令部	各部隊	慰安所利用要領の改訂（(1)料金 (2)使用時間 その他）。
	石兵団会報第101号「同上」	19. 12. 28	同 上	同 上	飲酒による慰安所での犯罪の防止等、慰安所での注意事項。
(参考)	沖縄県立平和記念資料館所蔵の資料 内務規定 山第3475部隊				附録第4の「軍人倶楽部に関する規定」を記載。 (慰安婦、慰安所に関する記載) ・業婦検閲の実施の命令に際し、軍医官に於いて毎旬1回実施し、その結果を会報で通報する。 ・軍人倶楽部の使用料金、営業時間等を記載。

6. 慰安所関係者への身分証明書等の発給に関するもの  
〔防衛庁関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
5 1	南方派遣渡航者に関する件 「陸軍機密大日記第22号 2/3 陸軍省(昭和17年)」	17.3.12 17.3.16	台湾軍司令官 陸軍省副官	陸軍大臣 台湾軍参謀長	南方総軍がボルネオ行き慰安士人50名の派遣方要求してきており、経営者3名の渡航認可を申請(在台湾)。上記の件につき認可。
5 2	南方派遣渡航者に関する件 (ボルネオ派遣慰安婦人数20名追加の件) 「陸軍機密大日記第22号 陸軍省(昭和17年)」	17.6.13	台湾軍参謀長	陸軍省副官	特殊慰安婦50名では不足、更に20名増加の要ありとして、引率者(経営者)が現地部隊の「呼寄認可証」を携行して帰台したところ、慰安婦20名の増派を了承されたい。

〔外務省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
1	支那渡航者に対する身分証明書発給に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係雑件 各種証明関係 身分証明関係第二巻」	12.12.15	福岡県知事	内務大臣 外務大臣	身分証明書を発給した者の名簿の中に、上海北四川路海軍慰安所酌婦として呼び寄せを受けた朝鮮人と思われる女性2名(本籍が朝鮮半島)の名前あり。
2	済南其他膠濟鉄道沿線渡航者取扱方に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係 在支各地区別取締関係(第1巻)」	13.4.25	大分県知事	外務省亜米利加局長	皇軍慰安所の酌婦募集等のために帰国する旨の在支公館又は軍部の証明書を有する者の募集する酌婦に対して身分証明書を交付してよいかどうか指示を仰いだもの。
3	同 上(2の回答)	13.5.4	外務省亜米利加局長	大分県知事	内務省警保局長発の支那渡航婦女の取扱いに関する依命通牒より渡支に支障がない者に限り身分証明書を発給して差し支えない旨回答したもの。
7	支那渡航婦女の取扱いに関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係 在支各地区別取締関係(第1巻)」	13.2.23	内務省警保局長	各庁府県長官(除東京府知事)	<p>最近支那各地への渡航者が増加しつつあるが、これらの中には同地に於ける料理店、飲食店、「カフェー」又は貸座敷類似の営業者と連携を有し、これらの営業に従事することを目的とする婦女が少なくない。また、内地に於いてこれら婦女の募集周旋をなす者があたかも軍当局の了解があるかのような言辞を用いる者も頻出しつつある。これら婦女の募集周旋等の取締りに適性を欠くと帝国の威信や皇軍の名誉を害するのみならず、出征兵士の遺家族に好ましからざる影響を与えるとともに、婦女売買に関する国際条約の趣旨にも反するので、今後この取扱いに関しては左記に準拠することを依命通牒する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 醜業を目的とする婦女の渡航は、現在内地において娼妓その他事実上醜業を営んでいる満21才以上でかつ花柳病その他伝染性疾患がない者で、北支、中支方面に向かう者に限り、当分の間これを黙認することとし、外務次官通牒に依って身分証明書を発給すること</li> <li>2. 身分証明書を発給するときは、稼業の仮契約の期間が満了した際、またはその必要がなくなった際には速やかに帰国するよう勧奨すること</li> <li>3. 醜業を目的として渡航しようとする婦女は、必ず本人自ら警察署に出頭し身分証明書の発給を申請すること</li> <li>4. 醜業を目的とする婦女が身分証明書の発給を申請するときは、必ず同一戸籍内の最近尊属親、尊属親がないときは戸主の承認を得させること</li> <li>5. 醜業を目的とする婦女に身分証明書を発給するときは、稼業契約その他各般の事情を調査し、婦女売買または略取誘拐等の事実がないように特に留意すること</li> <li>6. 醜業を目的として渡航しようとする婦女、その他一般風俗に関する営業に従事することを目的として渡航する婦女の募集周旋等に際して、軍の了解またはこれと連絡があるかのごとき言辞、その他軍に影響を及ぼすような言辞を用いる者は、総て嚴重に取り締まること</li> <li>7. 前号の目的をもって渡航する婦女の募集周旋等に際して、広告宣伝をなし、または事実を虚偽もしくは誇大に伝えるようなことは、総て嚴重に取り締まること、また、この募集周旋等に従事する者については、嚴重な調査を行い、正規の許可又は在外公館等の発行する証明書等を有さず身元の確実でない者についてはこれを認めないこと</li> </ol>
10-1	渡支取締方の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係雑件 邦人渡支取締に関する拓務省報告(第1巻)」	14.1.13	台北州知事	台湾総督	昭和13年11月中に「就職(慰安所関係含)」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、北支方面に内地人2、本島人2の計4、上海方面に内地人40、本島人43の計83、南支方面に内地人102、朝鮮人51、本島人81の計234の記述がある。
10-2	同 上	14.3.2	同 上	同 上	昭和13年12月中に「慰安所関係者」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人126、朝鮮人19、本島人10の計155の記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
10-3	渡支取締方の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に關す る拓務省報告（第1巻）」	14.4.10	台北州知事	警務局長 総督官房外務部 長 各州知事庁長 各郡守警察署長	昭和14年2月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、上海方面に内地人9、朝鮮人3、本島人4の計16、南支方面に内地人170、朝鮮人1、本島人41の計212の記述がある。
10-4	同 上	14.4.24	同 上	同 上	昭和14年3月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人12、本島人1の計13の記述がある。
10-5	同 上	14.5.21	同 上	同 上	昭和14年4月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、上海方面に内地人2の計2、南支方面に内地人23、朝鮮人5、本島人3の計31の記述がある。
10-6	同 上	14.6.19	同 上	同 上	昭和14年5月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、上海方面に内地人8、本島人4の計12、南支方面に内地人18、朝鮮人3、本島人8の計29の記述がある。
10-7	同 上	14.7.15	同 上	同 上	昭和14年6月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、上海方面に本島人2の計2、南支方面に内地人11、朝鮮人4、本島人10の計25の記述がある。
11-1	同 上	14.1.17	台中州知事	台湾総督 各州知事庁長 各郡守警察署長	昭和13年12月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人2、朝鮮人57、本島人16の計75、累計132の記述がある。
11-2	同 上	14.2.13	同 上	同 上	昭和14年1月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に累計132の記述がある。
11-3	同 上	14.3.11	同 上	同 上	昭和14年2月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に朝鮮人3、本島人1の計4、累計136の記述がある。
11-4	同 上	14.4.18	同 上	同 上	昭和14年3月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に朝鮮人3の計3、累計139の記述がある。
11-5	同 上	14.5.22	同 上	同 上	昭和14年4月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に朝鮮人1の計1、累計140の記述がある。
11-6	同 上	14.6.12	同 上	同 上	昭和14年5月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に本島人7の計7、累計147の記述がある。
11-7	同 上	14.7.18	同 上	同 上	昭和14年6月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に累計147の記述がある。
11-8	同 上	14.8.11	同 上	同 上	昭和14年7月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に朝鮮人5の計5、累計152の記述がある。
12-1	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に關す る拓務省報告（第1巻）」	14.2.14	高雄州知事	台湾総督 各郡守警察署長	昭和14年1月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所従業員」として南支方面に内地人32、朝鮮人3の計35の記述がある。
12-2	同 上	14.3.22	同 上	同 上	昭和14年2月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人46、朝鮮人4、本島人53の計103の記述がある。

	文書件名 「薄冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
12-3	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に關す る拓務省報告（第1巻）」	14. 4. 12	高雄州知事	台湾総督 各郡守警察署長	昭和14年3月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人58、本島人17の計75の記述がある。
12-4	同 上	14. 5. 12	同 上	同 上	昭和14年4月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人2、朝鮮人12の計14の記述がある。
12-5	同 上	14. 7. 25	同 上	同 上	昭和14年6月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人3、本島人15の計18の記述がある。
12-6	同 上	14. 8. 22	同 上	同 上	昭和14年7月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人17の計17の記述がある。
13	同 上	14. 1. 20	台南州知事	総督官房外務部 長	昭和13年12月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人1、朝鮮人22の計23の記述がある。
14-1	同 上	14. 1. 11	新竹州知事	台湾総督 各州知事庁長 総督官房外務部 長	昭和13年12月中に「南支慰安所就業婦」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人31、朝鮮人22の計53、「右所料理屋経営」として南支方面に内地人1、朝鮮人2の計3、「右所従業員」として南支方面に内地人5、本島人4の計9の記述がある。
14-2	同 上	14. 3. 17	同 上	同 上	昭和14年2月中に「慰安所就業」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人3、本島人3の計6の記述がある。
14-3	同 上	14. 4. 19	同 上	同 上	昭和14年3月中に「慰安所就業」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人2、朝鮮人1の計3の記述がある。
14-4	渡支取締方の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に關す る拓務省報告（第1巻）」	14. 8. 22	同 上	同 上	昭和14年7月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人1、朝鮮人4、本島人4の計9の記述がある。
15-1	渡支取締月報 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に關す る拓務省報告（第1巻）」	14. 2	台東庁	不 明	渡航目的調査表の中に「慰安所従業婦」として、北支方面に累計1の記述がある。
15-2	同 上	14. 3	同 上	同 上	渡航目的調査表の中に「慰安所従業婦」として、南支方面に累計1の記述がある。
15-3	同 上	14. 4	同 上	同 上	渡航目的調査表の中に「慰安所従業婦」として、南支方面に累計1の記述がある。
15-4	同 上	14. 5	同 上	同 上	渡航目的調査表の中に「慰安所従業婦」として、南支方面に累計1の記述がある。
16-1	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に關す る拓務省報告（第1巻）」	14. 2. 7	澎湖庁長	台湾総督	昭和14年1月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所開設のため及び備人」として南支方面に内地人4、朝鮮人3、本島人1の計7の記述が、「慰安所の酌婦」として南支方面に内地人17、朝鮮人10の計27の記述がある。



	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
16-2	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に関する 拓務省報告（第1巻）」	14.5.9	澎湖庁長	台湾総督	昭和14年4月分渡航目的調査表の中に、「軍慰安所開設」として南支方面に内地人3の計3の記述 が、「慰安所従業員」として南支方面に内地人17の計17の記述がある。
17-1	渡支取締方の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する拓 務省報告（第2巻）」	14.9.13	台北州知事	警務局長 総督官房外務部 長 各州知事庁長 各郡守警察署長	渡航目的調査表の中に、「慰安所関係」として南支方面に内地人8、朝鮮人1の計9の記述がある。
17-2	同 上	14.10.13	同 上	警務局長 各州知事庁長 各郡守警察署長	昭和14年9月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方 面に内地人9、朝鮮人20、本島人1の計30の記述がある。
17-3	同 上	14.11.15	同 上	警務局長 総督官房外務部 長 各州知事庁長 各郡守警察署長	昭和14年10月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方 面に内地人16、朝鮮人14の計30の記述がある。
17-4	同 上	14.12.11	同 上	同 上	昭和14年11月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方 面に内地人9、朝鮮人54、本島人8の計71の記述がある。
17-5	同 上	15.1.18	同 上	同 上	昭和14年12月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方 面に内地人9、朝鮮人2の計11の記述がある。
17-6	同 上	15.2.24	同 上	同 上	昭和15年1月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方 面に内地人2、朝鮮人1の計3の記述がある。
17-7	同 上	16.9.27	同 上	同 上	昭和16年7月中の渡航目的調査表の中に、「慰安所関係」として南支方面に朝鮮人9の計9、累計 97の記述がある。
18-1	同 上	14.10.12	台中州知事	同 上	昭和14年9月中の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に朝鮮人10の計10の記 述がある。
18-2	同 上	14.12.9	同 上	同 上	昭和14年11月中の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に内地人1、朝鮮人53 の計54の記述がある。
18-3	同 上	15.1.17	同 上	同 上	昭和14年12月中の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に朝鮮人11の計11の記 述が、慰安所経営として南支方面に本島人1の計1の記述がある。
18-4	同 上	16.8.18	同 上	同 上	昭和16年7月中の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業」として南支方面に朝鮮人7の計7の記述 がある。
19	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する拓 務省報告（第2巻）」	15.2.26	台南州知事	警務局長 総督官房外務部 長	昭和15年1月中の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計2名の記述があ る。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
20	渡支取締方の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する拓 務省報告（第2巻）」	14.10.14	花蓮港庁長	警務局長 総督官房外務部 長 各州知事庁長 各郡守	昭和14年9月中に「慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支 方面に累計1の記述がある。
21-1	渡支取締方に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する拓 務省報告（第2巻）」	14.9.12	新竹州知事	警務局長各州知 事庁長 総督官房外務部 長 各郡守警察署長	昭和14年8月中に「軍慰安所」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面 に内地人6、朝鮮人5の計11の記述がある。
21-2	同 上	14.10.12	同 上	同 上	昭和14年9月中に「軍慰安所」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面 に内地人1、朝鮮人1の計2の記述がある。
21-3	同 上	14.11.13	同 上	同 上	昭和14年10月中に「軍慰安所」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面 に内地人1、朝鮮人4の計5の記述がある。
21-4	同 上	14.12.13	同 上	同 上	昭和14年11月中に「軍慰安所」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面 に朝鮮人20の計20の記述がある。
21-5	同 上	15.1.15	同 上	同 上	昭和14年12月中に「軍慰安所手伝」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支 方面に内地人1の計1の記述がある。
21-6	同 上	15.2.16	同 上	同 上	昭和15年1月中に「軍慰安所従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南 支方面に朝鮮人2の計2の記述がある。
22-1	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する拓 務省報告（第2巻）」	14.9.18	高雄州知事	台湾総督 警務局長各州知 事庁長 各郡守警察署長	昭和14年8月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人17の計17の記 述がある。
22-2	同 上	14.10.14	同 上	同 上	昭和14年9月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として上海方面に朝鮮人1の計1の記 述が、南支方面に内地人11、朝鮮人1、本島人20の計32の記述がある。
22-3	同 上	14.11.16	同 上	同 上	昭和14年10月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人8、朝鮮人14、 本島人1の計23の記述がある。
22-4	同 上	14.12.20	同 上	同 上	昭和14年11月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に朝鮮人16、本島人7 の計23(?)の記述がある。
22-5	同 上	15.1.15	同 上	同 上	昭和14年12月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人17、朝鮮人2、 本島人3の計22の記述がある。
22-6	同 上	15.2.19	同 上	同 上	昭和15年1月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に朝鮮人1、本島人15 の計16の記述がある。
22-7	同 上	16.8.25	同 上	同 上	昭和16年7月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人15、本島人5 の計20の記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
22-8	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する拓 務省報告(第2巻)」	不 明	不 明	不 明	渡航目的調査表の中に、「軍慰安所就業」として南支方面に内地人124、朝鮮人54の計178の記述がある。
22-9	同 上	不 明	不 明	不 明	渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人42、朝鮮人26の計68の記述がある。
23-1	渡支取締方の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する拓 務省報告(第2巻)」	15.1.17	台東庁長	警務局長各州知 事庁長 総督官房外務部 長	昭和14年12月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計2の記述がある。
23-2	同 上	15.2.14	同 上	同 上	昭和15年1月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計2の記述がある。
24	「渡支邦人暫定処理の件」打合事項 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱(第1巻)」	不 明	不 明	不 明	軍属、軍雇用人でない者(主として特殊婦女)の渡支は現地憲兵隊発給の証明書ではなく、領事館 発給の証明書に依らしめる様取り計らわれたい。
25	渡支法人暫定処理取扱方針中領事館 警察署の証明書発給範囲に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱(第1巻)」	同 上	警務部第3課	同 上	特殊婦女(芸妓、酌婦、女給、軍慰安所雇傭備員その他)は原則として証明書を発給しないこと。
26	「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱(第2巻)」	15.6.1	台湾総督府外事 部長	外務大臣	開館していない領事館管轄区域の前線に赴いて軍慰安所に従事する者に対しては、陸海軍の証明書 によって身分証明書の発給を行いたいとが差し支えないか指示を仰ぐもの。
27	渡支事由証明書等の取寄不能と認め らるる対岸地域への渡航者の取扱に 関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱(第2巻)」	15.9.2	同 上	外務省亜米利加 局第3課長	通常であれば陸海軍側の証明書に依り最寄りの領事館警察署より渡支事由証明書を取り付けること となるが、本件慰安所従業員の渡航は急を要するので本件に限り許可すべき旨高雄州知事に回答した ので了知して欲しい。
35	南洋方面占領地に於ける慰安所開設 に関する件 「大東亜戦争に際し南方地域(占領 地を含む)渡航制限並取締関係雑件」	17.1.10	同 上	外務大臣	南洋方面占領地に於いて軍側の要求により慰安所開設のため渡航しようとする者(従業者も含む) の取扱振りについて指示を仰ぐもの。
36	南洋方面占領地に対し慰安婦渡航方 の件(35への回答) 「大東亜戦争に際し南方地域(占領 地を含む)渡航制限並取締関係雑件」	17.1.14	外務大臣	台湾総督府外事 部長	この種の渡航者に対しては軍の証明書により渡航させるよう回答。
37	仏印より内地、満州国、支那、「タ イ」向旅行許可に関する件 「大東亜戦争に際し南方地域(占領 地を含む)渡航制限並取締関係雑件」	18.2.8	西貢支部長代理	大東亜大臣	軍従属者(御用商人、飲食業者、慰安所従業員等)への旅券、国籍証明書の許与について、軍との 間に解釈の違いがあるので、本省において陸軍省と協議決定した上での指示を仰ぐもの。
38	軍従属者に対する旅行許可の件 「大東亜戦争に際し南方地域(占領 地を含む)渡航制限並取締関係雑件」	18.3.10	河内事務総長	大東亜大臣	軍従属者の資格を離脱した者(例えば御用商人、慰安所員、酒保員等)に対して、無条件に一般邦 人としての旅券もしくは国籍証明書の給付を行うと、不良分子の渡航を認めるのと同結果となるの で、現地解除者の在留は相当峻拒する必要があり、この点につき本省において陸海軍側と協議の上、 根本的取扱についての指示を仰ぐもの。

7. その他（慰安所、慰安婦に関する記述一般等）  
〔防衛庁関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発 出 者	宛 先	記 述 の 概 要
5	オルモック派遣隊現状報告 「警備関係綴 第31警備隊オルモック派遣隊」	19.5.27	オルモック派遣隊長	上級部隊（第31警備隊）前任将校	陸軍関係の慰安所はなく、オルモックに「売笑婦」14、5名存在するが、全員有毒患者にて陸軍において立入りを禁止した。
7	第48師団戦史資料並びに終戦状況 「第48師団終戦処理状況報告」 (昭和21年)	21.7.5	第48師団長 (在臺北)	復員庁総裁	朝鮮人の使役状況（朝鮮人は慰安業関係者約50名程度）。
10	復員並びに居留民船舶輸送情報第7号「船舶輸送情報綴（昭和20年）」	20.9.29	交通部長 (陸軍省)	陸軍輸送関係機関	朝鮮人輸送計画（朝鮮人5千名、10月7日、岡山県玉野市発、三池経由釜山へ帰国。朝鮮人3千5百名、10月10日、北海道室蘭発、釜山へ帰国）。
13	防犯資料「防犯資料 第36師団司令部（昭和18年）」	18.3 18.4	第36師団司令部	不 明	現地日本軍人（5名）が朝鮮妓楼で花柳病にかかり軍務を怠ったため、懲罰軽営倉、重営倉3日に処す。
17	陣中日誌中における会報 「野戦高射砲第45大隊第1中隊陣中日誌」	17.5.14	不 明	な し	当地に於ける日本軍人の行動に対する注意（会報） 兵站宿泊所において休養中の朝鮮人慰安婦を無断で連れ出す者がいるとの注意を受けたので会報する。
20	娯楽所に関する件 「父島要塞司令部参謀部陣中日誌（昭和17年）」	17.5.9 17.5.12	東部軍	父島要塞司令部	女子を洲崎から26名、吉原から15名業者が準備し、15日頃出帆予定の芝園丸で輸送予定であるが、人員数差支えないか照会したもの。 女子を洲崎と吉原から各10名、付属人員10名とともに合計30名を15日芝園丸で輸送。到着後の処置、爾後の娯楽場（慰安所）に関して、業者を貴部で指導されたい。
21	会報「陣中日誌 独立自動車第42大隊第1中隊（昭和17年）」	17.4.30 17.7.4	独立自動車第42大隊第1中隊 第25軍	所属隊員 所属隊員	当地に於いては、治安がみだれつつあり注意を要する。 軍人暗殺の計画あり、指定以外の慰安所への立入りを禁止する。 風紀・軍紀の粛清のため、軍特殊慰安所以外での特殊慰安を禁止。
23	戦時日誌 「第3魚雷艇隊戦時日誌（昭和19年7月）」	19.7.20	第3魚雷艇隊	な し	釧路市内において、海軍指定食堂及び遊廓のうち衛生状態が良好の6軒を兵員の慰安所に指定。
48	陣中日誌 「独立混成第15連隊陣中日誌（昭和20.1）」	20.1.13	南地区駐屯地司令官	駐屯地所在部隊	慰安所使用時間の厳守。
57	政務月報（昭和16年2月） 「陸支密大日記第14号3/4 陸軍省（昭和16年）」	16.2	遠藤兵团政務部	波集団司令部等 (第23軍)	在広東地区における日本人慰安所数3。
61	日々命令 「陣中日誌 独立山砲兵第3連隊（昭和14.6）」	14.6.30	独立山砲兵第3連隊長	第3連隊	現在の特殊慰安所は慰安婦が少なく欲情を満たすにすぎず、今少し慰安婦を増やし精神的慰安をもたらすよう指導せられ度。
69	情報旬報（昭和17年6月16日） 「独立守備歩兵第35大隊第1中隊陣中日誌（昭和17.4.1～11.30）」	17.6.16	ブツアン警備隊	不 明	比人女性3名で慰安所を開設。将来女性の増員を計画中。

〔外務省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
4	「漢口攻略後邦人進出に対する応急 処理要綱」送付の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 在支各地区別取締関係（ 第1巻）」	13.9.28	在上海総領事代 理	外務大臣	漢口への居留民以外の進出は復帰希望居留民の輸送に余裕を生じた後に、進出後速やかに営業を開 始できる者から優先的に認めるが、軍隊慰安所開設のために進出するものはこの限りにない。
5	「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 在支各地区別取締関係（ 第1巻）」	14.2.3	在漢口総領事	外務大臣	臨時腰掛的に当地へ進出し軍人相手の営業を営み一儲けしようとする者が少なくなく、飲食店、「 カフェー」等の他に軍慰安所20軒（未開業を含む）が存在する。
6	漢口への渡航者取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 在支各地区別取締関係（ 第1巻）」	14.2.7	外務省亜米利加 局長	警視總監 関東州庁長官 各地方長官	漢口総領事からの報告（5）を引用し、同地に軍慰安所20軒が存在する。
28-1	渡支邦人暫定処理に関する各種統計 表（4月）送付の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱 渡支邦人 暫定処理に関する統計報告（第1巻 ）」	16.5.10	在広東総領事	外務大臣	昭和16年4月分の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東に21、海口に2の計23 の記述がある。
28-2	渡支邦人暫定処理に関する各種統計 報告の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱 渡支邦人 暫定処理に関する統計報告（第2巻 ）」	16.6.11	同 上	同 上	昭和16年5月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東17、海口2の計19の記 述がある。
28-3	同 上	16.7.21	在広東総領事代 理	同 上	昭和16年6月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東7の計7の記述がある。
28-4	同 上	16.8.12	在広東総領事	同 上	昭和16年7月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東5、海口1の計6の記 述がある。
28-5	同 上	16.9.8	同 上	同 上	昭和16年8月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東6、海口1の計7の記 述がある。
28-6	渡支邦人暫定処理に関する各種統計 報告の件 「外国渡航者数表関係1件 渡支邦 人暫定処理に関する統計報告」	16.12.16	同 上	同 上	昭和16年11月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東12の計12の記述がある。
28-7	渡支邦人暫定処理に関する各種統計 報告の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 渡支邦人暫定処理に 基づく統計報告」	17.4.20	同 上	同 上	昭和17年3月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東8、香港14、海口1の 計23の記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
28-8	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件(月報) 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係雑件 渡支邦人暫定処理に基づく統計報告」	17.5.19	在広東総領事	外務大臣	昭和17年4月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東3、香港3の計6の記述がある。
28-9	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係 暫定処理要綱 渡支邦人暫定処理に関する統計報告(第4巻)」	17.7.16	同 上	同 上	昭和17年6月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として広東7、香港5、海口1の計13の記述がある。
29-1	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係 暫定処理要綱 渡支邦人暫定処理に関する統計報告(第2巻)」	16.8.9	在廈門総領事	同 上	昭和16年7月中の入国者職業別調査表の中に、「慰安所」として廈門2の記述がある。
29-2	同 上	16.9.5	同 上	同 上	昭和16年8月中の入国者職業別調査表の中に、「慰安所」として廈門2の記述がある。
29-3	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件 「外国渡航者数表関係1件 渡支邦人暫定処理に関する統計報告」	17.1.17	同 上	同 上	昭和16年12月中の調査表の中に、「慰安所」として廈門1の記述がある。
29-4	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件(月報) 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係雑件 渡支邦人暫定処理に基づく統計報告」	17.4.11	在廈門総領事代理	同 上	昭和17年3月中の入国者職業別調査表の中に、「慰安所」として廈門2の記述がある。
29-5	同 上	17.5.12	在廈門総領事	同 上	昭和17年4月中の入国者職業別調査表の中に、「慰安所」として廈門3の記述がある。
29-6	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係 暫定処理要綱 渡支邦人暫定処理に関する統計報告(第4巻)」	17.10.13	同 上	同 上	昭和17年9月中の入国者職業別調査表の中に、「慰安所」として廈門2の記述がある。
30-1	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件 「外国渡航者数表関係1件 渡支邦人暫定処理に関する統計報告」	16.12.11	在汕頭領事	同 上	昭和16年11月中の調査表の中に、「料理屋業、慰安所」として汕頭4の計4の記述がある。
30-2	渡支邦人暫定処理に関する各種統計報告の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係 渡支邦人暫定処理に基づく統計報告」	17.4.6	同 上	同 上	昭和17年3月中の調査表の中に、「軍慰安所関係」として菴埠1の計1の記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
3 1	渡支暫定処理に関する各種統計表送付の件 「外国渡航者数表関係1件 渡支邦人暫定処理に関する統計報告」	16. 12. 10	在海口総領事代理	外務大臣	昭和16年11月分調査表の中に、「慰安所」として海口2の計2の記述が、「芸妓娼妓酌婦その他」として海口8、三重3の計11の記述がある。
3 2	本邦人職業別表送付の件 「在外本邦人職業別人口表1件」	13. 12. 3	在漢口総領事	同 上	昭和13年11月末の在留邦人職業別統計表の中に、「旅館、料理、芸妓、慰安所」の分類で、漢口に本業者として男19、同家族及使用者として男19、女8、武昌に本業者として男32、家族及び使用者として男33、女16の記述が、「芸妓、酌婦、娼妓、その他」の分類で、漢口に本業者として女150、武昌に本業者として女245の記述がある。
3 3	在支邦人職業別人口統計表提出の件 「在外本邦人職業別人口表1件(第2巻)」	14. 9. 27	在廈門総領事	同 上	昭和13年10月1日現在の統計表の中に、「海軍慰安所」の分類で、廈門に本業者として女4、「慰安所従業婦」の分類で本業者として女13の記述がある。
34-1	九江在留邦人職業別人口統計表提出の件 「在外本邦人職業別人口表1件(第1巻)」	13. 11. 8	在南京総領事	同 上	昭和13年11月1日現在の統計表の中に、「特殊慰安所」の分類で、内地人が戸数15、男大人42、女大人26、女小人1の計69、朝鮮人が戸数9、男大人26、男小人1、女大人8、女小人2の計37の記述が、「同就業の特殊婦女」の分類で、内地人が女大人107、朝鮮人が女大人143の記述がある。
34-2	在留民職業別人口統計表進達の件 「在外本邦人職業別人口表1件(第15巻)」	14. 6. 1	在九江領事代理	同 上	昭和14年6月1日現在の在留民職業別統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人が戸数10、男大人37、女大人28、女小人1の計66、朝鮮人が戸数11、男大人20、男小人1、女大人4、女小人1の計26の記述が、「特殊婦人」の分類で、内地人が女大人125、朝鮮人が女大人99、台湾人が女大人1の記述がある。
34-3	同 上	14. 8. 7	同 上	同 上	昭和14年8月1日現在の在留民職業別統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人が戸数8、男大人27、男小人2、女大人10の計39、朝鮮人が戸数5、男大人15、女大人6の計21の記述が、「特殊婦人」の分類で、内地人が女大人90、朝鮮人が女大人68の記述がある。
34-4	南昌在留邦人職業別人口統計報告の件 「在外本邦人職業別人口表1件(第15巻)」	14. 8. 9	同 上	同 上	昭和14年8月1日現在の南昌在留民職業別統計表の中に、「特殊慰安所」の分類で、内地人が戸数3、男大人5、女大人3の計8、朝鮮人が戸数8、男大人19、女大人9、女小人1の計29の記述が、「同就業婦人」の分類で、内地人が女大人8、朝鮮人が女大人94の記述がある。
3 9	昭和10年在上海総領事館警察事務状況 同警察署長報告摘録 「外務省警察史 在上海総領事館」	10	不 明	不 明	昭和9年の邦人の諸営業表の中に、「海軍慰安所」として同年末現在で14の記述がある。
4 1	昭和11年在上海総領事館警察事務状況 同警察署長報告摘録 「外務省警察史 在上海総領事館」	11	同 上	同 上	昭和11年12月末の邦人の諸営業調査表の中に、「料理店、芸妓、置屋」の営業者として23、「海軍慰安所」の営業者として10の記述がある。
4 2	昭和12年在上海総領事館警察事務状況 同警察署長報告摘録 「外務省警察史 在上海総領事館」	12	同 上	同 上	昭和12年の邦人の諸営業調査表の中に、「料理店、芸妓、置屋」として12月末現在で23、「海軍慰安所」として廃業1、12月末現在で9の記述がある。 また、在留朝鮮人の職業(昭和12年12月末調)で、「陸軍慰安所」1の記述がある。
4 4	昭和13年在上海総領事館警察事務状況 同警察署長報告摘録 「外務省警察史 在上海総領事館」	13	同 上	同 上	昭和13年中の邦人の諸営業調査表の中に、「料理屋、置屋」として開業5、廃業1、年末現在27、「海軍慰安所」として開業3、廃業1、年末現在12の記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
4 5	在漢口総領事館警察事務状況 同警察署長報告摘録 「外務省警察史 在漢口総領事館、在鄭州領事館」	13	不 明	不 明	昭和13年12月末の邦人の職業調査表の中に、「料理店、慰安所」として漢口に男16、武昌に男41、女4、「芸妓、酌婦」として漢口に女 200、武昌に女 292の記述がある。
4 6	昭和13年在南京総領事館分館警察事務状況 同警察署長報告摘録 「外務省警察史 在蕪湖領事館」	13	同 上	同 上	安慶においては、昭和13年12月末の邦人の在留邦人の状況について、昭和13年の皇軍の同地占領後飲食店、雑貨商及び慰安所等軍隊をターゲットとする営業者、汽船会社等が存在するに至り、同年末には戸数41、人口 219に至った。 また、裕溪口及び灣沚鎮にも昭和13年末現在軍隊相手の営業者が裕溪口に2戸3名、灣沚鎮に2戸10名おり、主な職業は汽船会社等の会社員その他、土産品の買い付け、一般貿易業者、商店員、雑貨商並びに軍人相手の料理店、飲食店、慰安所、写真屋、時計屋である。
4 8	昭和13年 在杭州領事館警察事務状況 同警察署長報告摘録 「外務省警察史 在杭州領事館」	13	同 上	同 上	昭和13年12月末の邦人の職業調査表の中に、「軍隊慰安所」として男4、「芸妓」として女15、「酌婦」として女21の記述がある。
4 9	昭和12年12月調 在上海総領事館に於ける特高警察事務状況 「外務省警察史 在上海総領事館 朝鮮民族運動(第5)」	12.12	同 上	同 上	昭和12年12月末の調査によると、在留朝鮮人の職業として「陸軍慰安所」1の記述がある。
5 2	海口総領事館警察署瓊山派遣諸警察史 「外務省警察史 在海口総領事館」	15.5	同 上	同 上	昭和15年5月23日に開かれた在瓊各機関連絡協調懇談会の協議事項の一つとして、「慰安所並に軍側慰安設備に対する意向(部隊本部提議)」の記述がある。

(厚生省関係)

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
1	部隊復員関係資料 「参考情報第12号沖繩本島の状況」	21.1.9	第22連隊附軍 医大尉		沖繩本島の終戦後における『邦人の状況』の中で、収容所に「朝鮮人の慰安婦、内地婦人が地方人とともに収容されていた」との記述がある。
3	日本国軍と連合軍総司令部との 往復文書 「日本派遣南方軍最高司令官宛連合 国指令書第一号」	20.9.7	仏領印度支那連 合軍司令官 陸軍少将	日本派遣南方軍 最高司令官	遊女屋並びに慰安隊を日本軍とともに撤退させ、性病患者と判明した婦人は国籍の如何にかかわらず一定の病院に収容し、適正警備と収容者の適正治療を行え、との記述がある。
4	日本国軍と連合軍総司令部との 往復文書 「××××等の記録要求の件」	22.1.9	連絡官	事務官	父親が海南島で、本人もジャバで慰安所を経営していたという日本人等についての記録要求